

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 佐藤 良

TEL 0234-52-2350(代)

FAX 0234-52-3515

URL <http://o-machikou.info/>

Email info@o-machikou.info



小牧川（大町溝 旧小牧排水路）の桜並木 酒田市若竹町地内

土地改良区の概要

- 受益面積 2,940 ha
- 組合員数 1,450 人

平成二十四年度通常総代会開催

去る三月八日に平成二十四年度通常総代会が開催され平成二十四年度補正予算案、平成二十五年度予算案、維持管理計画書変更並びに、最上川下流右岸地区共同管理協定書の締結等、全四十一議案を全員賛成で可決決定いたしました。



理事長 佐藤 良

理事長挨拶

ようやく春めいた時期となり、総代の皆様には何かとお忙しい中、大町溝土地改良区平成24年度通常総代会にご出席いただきご苦労様です。

はじめに、維持管理計画書変更の同意徴収に際し、総代の皆様へは大変御苦労をおかけしました。お陰様で、ほぼ全ての組合員の方より賛同を得ることができましたことにこの場をお借りしまして御

礼申し上げます。

さて、皆様に総代会議案と一緒に配布しました未納賦課金調書にあるように、未納金残額は前年より400万円程下がっており、それも皆様のご協力の賜と感謝しております。

未納金の対応については、今まで個別に訪問し対応してきましたが、なかなか進展が見られなく、平成24年度からは悪質な未納者に対しては公売も辞さない対応により、このような成果を得ることができました。平成25年度も引き続き未納金の解消に近づけて行くように我々一同頑張つて行きますので皆様からのご協力もよろしくお願いいたします。

また、最上川下流右岸土地改良区連合についてですが、3月4日に議員総会が開催され、解散が決定されました。今後については、3月末日での解散認可を受け4月よりは清算法人として6月の結了

まで進められます。最上川下流右岸土地改良区連合の解散式典については6月5日に予定されており、日向川土地改良区と大町溝土地改良区の総代の皆様よりも出席いただく方向で進んでおります。その際は、歴史ある最上川下流右岸土地改良区連合の解散でもありますので皆様から出席の程よろしくお願いいたします。

平成25年度の職員の配置ですが、最上川下流右岸土地改良区連合の職員4名が大町溝土地改良区職員として加わることとなります。女性職員1名以外は管理課の仕事をしていたく予定であります。組織は解散し無くなりますが、施設は共同管理として残りますので人件費についても共同管理より大町溝土地改良区の会計に収入となります。今年度の予算へも計上しております。今年度の予算へも計上しております。

最後に、大町溝土地改良区の事務所も築40年が経過しまして漏水、暖房等の不具合が生じてきましたので、この度の総代会議案へも上程しておりますが、大幅なりフォーラムを行いたいと考えております。多額な経費も掛かりますが、皆様からご理解いただき、議決いただきますようよろしくお願いいたします。本日は、どうもご苦労様です。

平成24年度通常総代会

平成25年3月8日(金)午前9時30分より総代40名の内37名の出席の上、4番 遠藤貞良 総代の議長により、平成24年度補正予算案、平成25年度予算案、維持管理計画書変更並びに、最上川下流右岸地区共同管理協定書の締結をはじめとする全41議案が審議され、全議案議決されました。

総代会における質疑応答は、次のとおりです。(抜粋)



議長 遠藤 貞良 総代

23番 前田茂

最上川下流右岸土地改良区連合事務所等の財産の今後の取り扱いについて説明願います。

理事長

最上川下流右岸土地改良区連合の事務所とその敷地については昨年10月に北庄内森林組合へ売却しております。

なお、売却代金については、将

来の共同管理施設維持補修時に活用する資金として積立をしており
ます。

18番 齋藤誠一

一般会計の施設維持管理業務繰入金、揚水機運転操作業務繰入金と、共同管理事業特別会計との繋がりについて説明して下さい。

事務局長

一般会計繰入金の附記欄の事務費繰入金については、今までも最上川下流右岸土地改良区連合事務の支援を行っており、今後のその支援経費として繰入を予定しております。

また、施設維持管理業務繰入金並びに、揚水機運転操作業務繰入金についても施設の運転管理に対する繰入金となります。

23番 前田茂

昨年の臨時総代会でもお話ししましたが、柳沢揚水機場の軸受けの摩耗による故障で関係組合員へ迷惑をかけた訳ですが、今後、迷惑をかけないようにお願いしたく要望いたします。

理事長

昨年末にメーカーと協議をし、度々このような状況で停止する事は補償問題とのお話をしておりません。

今年度は軸受けの摩耗を最小限に止める方法へと改善していただき、水稲への影響のない方法で進

める事で、最上川下流右岸土地改良区連合理事会で決定しておりますので、よろしくお願ひします。

18番 齋藤誠一

未納金が急激に減った訳ですが、これからの最大の課題だと思えます。平成23年度以前のものが固定するもので、公売などの手続きが必要となり、理事の皆さんから頑張っていたきたい。

この未納金の最終的な責任は地区の管理組合にあると言う事で基盤整備をしてきました。地区の団体まで監事として監査を行っていただきますか。

総括監事

未納金は監査の時に確認しておりますが、地区に対する監査は行っておりません。

事務局長

未納金に対する対応については役職員で即行動し、未納者の内容と実情を把握し、強硬な手段にも入っております。

18番 齋藤誠一

人件費に対する積立ですが、毎年の賦課金の7%位が職員に対しての積立でなければならぬと計算されますが、人件費の分母を増やす事について考える時期にきていると思えます。長期の人事計画の展望について理事長の考えをお願いします。

理事長

県職員等の退職金について新聞等でも話題となっておりませんが、職員退職給与金については、臨時総代会まではある一定の方向を示せるように理事会の中で検討して行きたいと考えております。

職員の世代間のバランスと予算総額に対する人件費割合について、組合員の負担軽減に繋がるように、更に検討して行きます。



平成24年度通常総代会

**平成24年度
支溝代表者協議会開催**

去る3月19日(火)に支溝代表者協議会が開催され、活発な協議をいただき平成25年度計画が決定されました。



支溝代表者協議会

支溝代表者の変更のお知らせ

横根山支溝

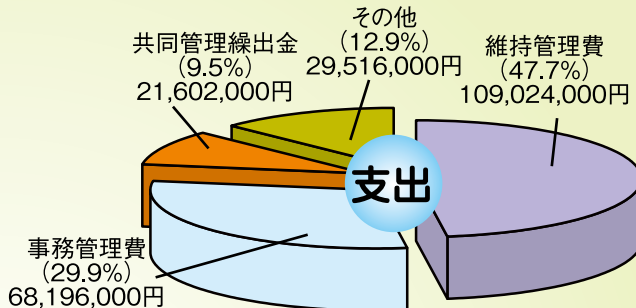
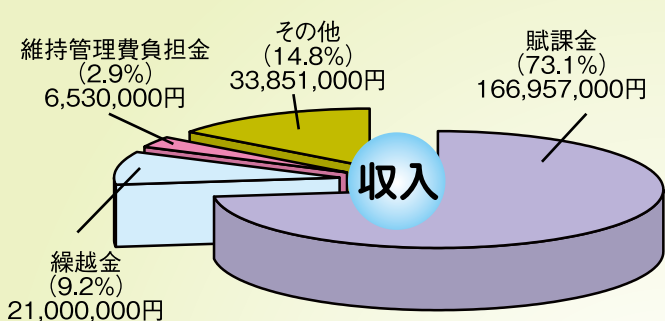
変更前 齋藤 健
変更後 遠藤 長

南幹線支溝(砂越地区選出)

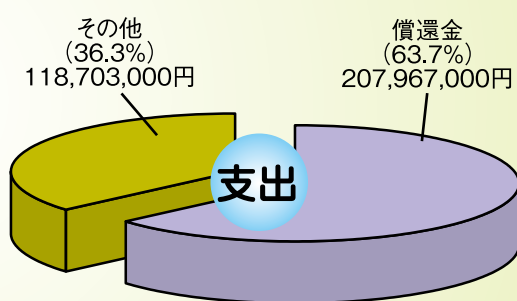
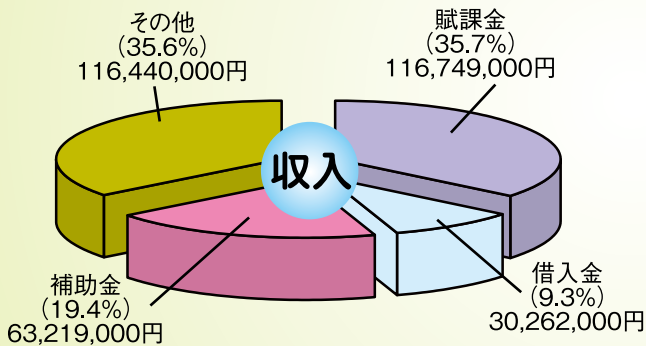
変更前 齋藤 武蔵
変更後 阿部 雄太郎

平成25年度予算 全体総額 1,237,272,000円

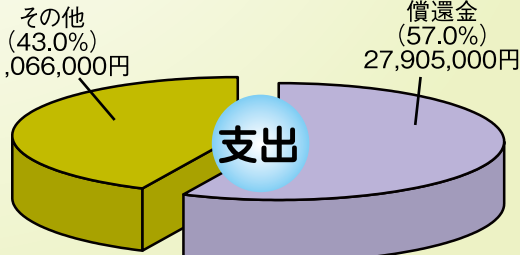
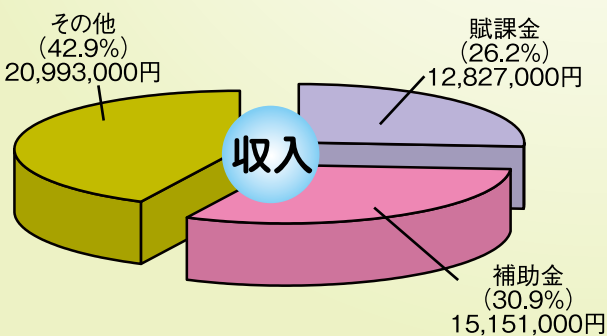
☆一般会計予算 総額 228,338,000円



☆県営土地改良事業特別会計予算 総額 326,670,000円



☆団体営土地改良事業特別会計予算 総額 48,971,000円



単位(千円)

その他の特別会計予算	特別会計名	予算額
	最上川下流右岸地区共同管理事業	65,856
	担い手育成支援事業	6,651
	緊急支援事業	71,742
	役員退任慰労金積立金	4,124
	地区除外決済金積立金	97,701
	土地改良事業積立金	160,331
	職員退職給与金積立金	88,372
	準備基金積立金	73,495
	最上川下流右岸地区共同管理積立金	44,646
	最上川下流右岸地区共同管理財産積立金	20,375
合計	633,293	

平成25年度 賦課金

一般会計賦課金は、前年度同額の

10aあたり **5,750円**となっております。

1. 一般会計賦課金

区 分	賦 課 金	1期	2期
		納入期限 平成25年4月25日(木)	納入期限 平成25年10月30日(水)
経常賦課金	円/10a 5,750	円/10a 3,000	円/10a 2,750

2. ほ場整備事業等償還賦課金 納入期限 平成25年10月30日(水)

区 別	地 区	面 積	金 額	徴収率	賦課基準
団 体 営	南田沢第二	18.5 ha	540円	100%	田 10a当り
	上郷溝	135.6 ha	0円	-	-
	石名坂	36.0 ha	0円	-	-
	飛鳥	48.0 ha	5,790円	99%	田 10a当り
	山寺	71.4 ha	14,100円	99%	土地10a当り
県 営	内郷	372.1 ha	3,545円	98%	土地10a当り
	山元	229.5 ha	0円	-	-
	南平田	178.1 ha	0円	-	-
	西平田	田 337.2 ha	13,525円	98%	田 10a当り
		畑 3.2 ha	8,120円	98%	畑 10a当り
	中平田南	田 145.7 ha	12,135円	99%	田 10a当り
		畑 2.0 ha	7,280円	99%	畑 10a当り
	大正溝	123.3 ha	12,295円	99%	土地10a当り
	砂越	田 138.1 ha	10,830円	99%	田 10a当り
畑 1.9 ha		6,500円	99%	畑 10a当り	
中平田西	113.4 ha	8,065円	99%	土地10a当り	
飛鳥砂越	38.3 ha	5,925円	99%	土地10a当り	

※平成21年度に取り組んだ緊急支援事業の助成により、前年度よりほ場整備事業償還賦課金額が下がった地区があります。また、団体営 **上郷溝地区**と**石名坂地区**、県営 **山元地区**と**南平田地区**は緊急支援事業の助成を受けている期間は賦課金の徴収を行いません。

なお、県営**排特飛鳥地区**は平成24年度で償還が完了しました。

☆農地を転用する場合の手続き（農地転用等の通知）

※農地転用に際しては、事前に農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自所を地目変更)	農地法第5条転用 (所有地移転を伴う地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への 記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名（現在の組合員）・印鑑 転用関係者名（新たな取得予定者）・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図（写し）	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
	↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		決済金を納入後、 地区除外となる。

公共事業による農地の買収があった時は、大町溝土地改良区 ☎ 0234-52-2350 会計課までご一報下さい。
農地転用等の手続きの用紙は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) より印刷できます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎ 0234-52-2350 会計課まで

平成25年度決済金について

土地改良区区域内の田を田以外の地目に転用し地区除外する場合決済金が必要となります。これは、残った農地に過重な負担を掛けないようにするためのものです。また、同様にほ場整備事業実施地区の内、転用が可能な地区の田の決済金(償還金残)は一般決済金の他に納入していただくこととなります。

なお、ほ場整備事業実施地区の内、畑の場合も決済金(償還金残)が必要となる地区がありますので必ずご相談下さるようお願いいたします。

◎一般決済金

区 分	平成25年度 (円/10a)
維持管理関係	75,326
国営事業関係	13,919
合 計	89,245

畑の決済金は、地区によって田と同額の場合と差がある場合があります。

◎ほ場整備事業地区決済金

区分	地区名	平成25年度(円/10a)
団体営	上郷溝地区	6,593
	石名坂地区	6,056
	飛鳥地区	31,732
	山寺地区	58,888
県 営	内郷地区	15,768
	山元地区	13,334
	南平田地区	9,950
	西平田地区	55,771
	西平田地区 畑	33,463
	中平田南地区	129,967
	中平田南地区 畑	77,981
	大正溝地区	117,924
	中平田西地区	58,407
	砂越地区	91,255
	砂越地区 畑	54,753
	飛鳥砂越地区	6,795

平成24年度納期限内完納団体表彰

平成24年度一般会計賦課金1期、2期とほ場整備事業償還賦課金の全てを納期限内に完納した68団体に対し、平成25年5月29日に執り行われる大町溝土地改良区記念祭の席上、褒賞金を添え表彰いたします。

この表彰制度は、褒賞金が伴う大変有利な制度です。今回表彰されなかった団体につきましても団体内で相談していただき納期限内に完納となるようにお願いします。

平成24年度期限内完納団体表彰名簿

(単位：円)

団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金
松山支店管内		19 団 体	199,000	砂 越 1	12,000	熊 手 島	40,000
荒 興 野	5,000	平田中央支店管内		砂 越 2	15,000	大 野 新 田	17,000
成 沢	13,000	山 谷	13,000	砂 越 3	17,000	勝 保 関(上)	11,000
上 大 川 渡	10,000	山 谷 新 田	4,000	砂 越 4	8,000	勝 保 関(下)	16,000
下 大 川 渡	12,000	新 山	8,000	砂 越 5	2,000	中 野 新 田	18,000
白 ケ 沢	12,000	檜 橋	26,000	田 沢	8,000	土 崎	18,000
山 寺 川 先	19,000	山 楯	12,000	円 道	1,000	大 多 新 田	8,000
山 寺 横 町	17,000	中 野 目	20,000	25 団 体	257,000	こ あ ら 一 丁 目	12,000
山 寺 中 ノ 丁	7,000	郡 山	4,000	東平田支店管内		13 団 体	237,000
山 寺 仲 町	12,000	桜 林 興 野	13,000	生 石	23,000	酒田支店管内	
山 寺 下 荒 町	2,000	桜 林	16,000	矢 流 川	18,000	亀 ケ 崎	39,000
上 茗 ケ 沢	3,000	石 橋	11,000	金 生 沢	6,000	浜 田	1,000
中 北 目	16,000	泉 興 野	5,000	横 代	2,000	大 町	14,000
小 見	13,000	堀 野 内	17,000	4 団 体	49,000	四 ツ 興 野	13,000
下 餅 山	11,000	三 之 宮	6,000	中平田支店管内		遊 摺 部	51,000
上 竹 田	6,000	飛 鳥 1	8,000	大 槻 新 田	1,000	5 団 体	118,000
中 竹 田	8,000	飛 鳥 2	7,000	手 蔵 田	55,000	酒田市北部管内	
下 竹 田	10,000	飛 鳥 3	3,000	熊 野 田	3,000	酒田市北部	7,000
中 牧 田	10,000	飛 鳥 4	2,000	本 川	13,000	庄内町管内	
石 名 坂	13,000	飛 鳥 5	19,000	茨野小牧新田	25,000	榎 木	2,000
合 計		68団体		869,000			

重要な お知らせ

平成22年度からの納期限内完納団体表彰については、一般会計賦課金1期、2期とほ場整備事業償還賦課金の全てを、納期限内に完納となった団体を表彰することに変更となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

各ほ場整備事業地区の償還金年次計画の状況についてのお知らせ

次の事項にご注意の上、
ご覧下さい。

☆担い手育成資金及び平準化資金は、緊急支援事業取り組みによる変更計画書の数値を使っております。なお、平成24年度の転用による変更は反映されておりません。

おります。

◎担い手育成支援事業対象
中平田南地区がこの事業の対象となります。

◎上郷溝・石名坂・山元・南平田地区
この4地区は緊急支援事業の助成を受けている期間は、ほ場整備事業償還賦課金の徴収を行いません。

◎飛鳥砂越地区については、平成25年度で償還完了の予定となっております。

ます。

☆平成24年度までの緊急支援事業の収入実績に基づき、昨年度の償還計画が変更となった地区もあります。また、記載した償還金は、償還総額と地区面積で単純に算出したもので、実際の賦課金は、徴収率、電算経費等が勘案されたものになります。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区
☎02334-5212350 会計課

◎緊急支援事業対象

平成24年度に内郷・南平田・西平田・中平田南・砂越・中平田西地区が再度、緊急支援事業の採択を受け、償還金の残っている全地区が緊急支援事業の対象となりました。緊急支援資金は今後の助成予定額となっております。

◎共通事項

☆償還金年次計画については、平成26年度以降の計画となります。地区面積は、平成25年4月1日現在の田の面積を表しております。平成25年度以降、転用(地区除外)が発生した場合、償還金に変更が生じます。

石名坂地区 36.0ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金予定	総計
H26	3,278	-3,278	0
H27	1,972	-1,972	0
H28	806	-806	0
計	6,056	-6,056	0

上郷溝地区 135.6ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金予定	総計
H26	3,459	-3,459	0
H27	2,146	-2,146	0
H28	988	-988	0
計	6,593	-6,593	0

南平田地区 178.1ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金予定	総計
H26	3,410	-3,410	0
H27	2,236	-2,236	0
H28	1,240	-1,240	0
H29	669	-669	0
H30	292	-292	0
計	7,847	-7,847	0

山元地区 229.5ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金予定	総計
H26	4,954	-4,954	0
H27	3,786	-3,786	0
H28	2,654	-2,654	0
H29	1,534	-1,534	0
H30	405	-405	0
計	13,333	-13,333	0

内郷地区 372.1ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金予定	総計
H26	5,160	-3,123	2,037
H27	4,214	-3,732	482
H28	3,123	-2,290	833
H29	2,032	-2,032	0
H30	1,062	-1,062	0
H31	177	-177	0
計	15,768	-12,416	3,352

中平田西地区 113.4ha (単位：円/10a)			
年度	償還金	緊急支援資金予定	総計
H26	8,849	-1,015	7,834
H27	8,849	-1,181	7,668
H28	8,849	-1,181	7,668
H29	8,849	-1,181	7,668
H30	8,849	-1,184	7,665
H31	8,849	-1,187	7,662
計	53,094	-6,929	46,165

大正溝地区 123.3ha (単位：円/10a)					山寺地区 71.4ha (単位：円/10a)					飛鳥地区 48.0ha (単位：円/10a)			
年度	償還金	平準化 資金	緊急支援 資金予定	総計	年度	償還金	平準化 資金	緊急支援 資金予定	総計	年度	平準化 資金	緊急支援 資金予定	総計
H26	15,054	3,277	-4,225	14,106	H26	6,812	8,655	-5,527	9,940	H26	8,396	-3,483	4,913
H27	15,054	2,855	-3,804	14,105	H27	2,234	7,633	-3,176	6,691	H27	7,188	-2,392	4,796
H28	15,054	-949		14,105	H28	594	6,485	-1,077	6,002	H28	5,854	-2,392	3,462
H29	15,054	-949		14,105	H29		5,266		5,266	H29	4,417	-1,704	2,713
H30	15,054	-949		14,105	H30		3,950		3,950	H30	2,875	-857	2,018
H31	15,054	-535		14,519	H31		2,549		2,549	H31	1,208	-1,208	0
H32	15,054	-535		14,519	H32		2,059		2,059	H32	583	-583	0
H33	13,629	884		14,513	H33		1,429		1,429	H33	42	-42	0
H34		3,755		3,755	H34		658		658				
計	119,007	6,854	-8,029	117,832	計	9,640	38,684	-9,780	38,544	計	30,563	-12,661	17,902

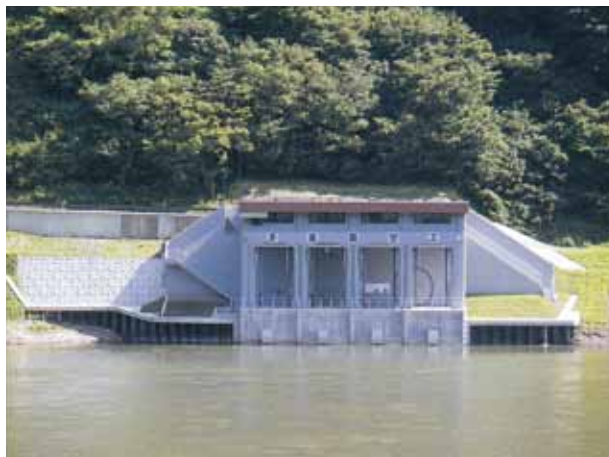
砂越地区 138.1ha (単位：円/10a)				中平田南地区 145.7ha (単位：円/10a)						西平田地区 337.2ha (単位：円/10a)			
年度	償還金	緊急支援 資金予定	総計	年度	償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	緊急支援 資金予定	総計	年度	平準化 資金	緊急支援 資金予定	総計
H26	12,131	-1,153	10,978	H26	17,721	-551	-2,987	-2,162	12,021	H26	6,912	-458	6,454
H27	12,131	-1,324	10,807	H27	17,721	-1,237	-2,606	-1,856	12,022	H27	6,279	-458	5,821
H28	12,131	-1,324	10,807	H28	17,721	-3,406	-2,211	-82	12,022	H28	5,534	-458	5,076
H29	12,131	-1,324	10,807	H29	17,721	-3,821	-1,800	-82	12,018	H29	4,669	-458	4,211
H30	12,131	-1,324	10,807	H30	17,721	-4,242	-1,375	-82	12,022	H30	3,703	-458	3,245
H31	12,131	-1,324	10,807	H31	17,721	-4,684	-934	-82	12,021	H31	2,985	-458	2,527
H32	5,730	-1,324	4,406	H32	17,721	-5,146	-475	-82	12,018	H32	2,605	-458	2,147
H33	4,424	-1,324	3,100	H33		3,746			3,746	H33	2,128	-458	1,670
H34	2,731	-1,540	1,191	H34		3,691			3,691	H34	1,545	-458	1,087
H35	1,126	-1,126	0	H35		3,637			3,637	H35	839	-461	378
				H36		3,521			3,521				
				H37		3,345			3,345				
				H38		3,100			3,100				
				H39		2,638			2,638				
				H40		2,101			2,101				
				H41		1,496			1,496				
				H42		802			802				
計	86,797	-13,087	73,710	計	124,047	4,990	-12,388	-4,428	112,221	計	37,199	-4,583	32,616

最上川下流右岸土地改良区連合が解散しました

平成25年3月4日開催の最上川下流右岸土地改良区連合 平成24年度通常総会において、組合員の負担軽減を図る事を目的に土地改良法第67条第1項第1号（解散の総会議決）の規定に基づき解散することが議決され、平成25年3月31日付け山形県知事の認可を受け解散しました。

◆解散した最上川下流右岸土地改良区連合の土地改良施設、財産及び職員を大町溝土地改良区がすべて引き継ぎ、日向川土地改良区と共同管理し、経費の節約と事務の効率化を図ります。

◆解散議決に伴い平成25年3月27日に日向川土地改良区富樫理事長と大町溝土地改良区佐藤理事長が最上川下流右岸地区共同管理協定書締結調印を行いました。



山形県より管理受託している草藪頭首工

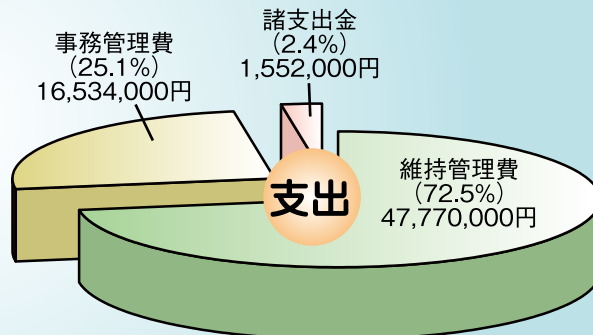
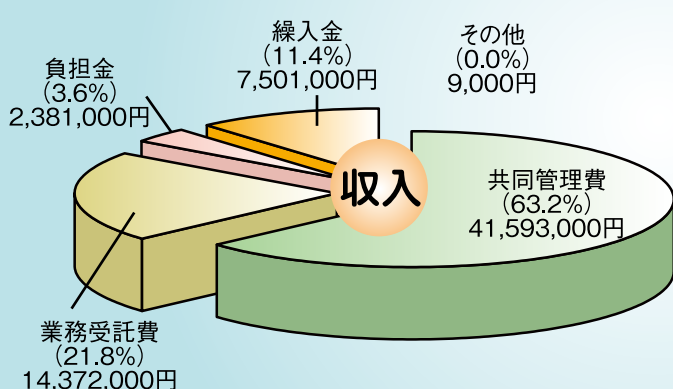


去る3月27日に行われた協定書締結調印式

最上川下流右岸地区共同管理施設に関わる連絡は大町溝土地改良区 管理課まで
☎ 0234-52-3586 又は 0234-52-2350

平成25年度最上川下流右岸地区共同管理事業 特別会計予算

☆総額 65,856,000円



賦課金の納入と期限内完納団体表彰基準のお知らせ

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、賦課金は大変重要です。そのため土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。厳しい農業情勢の中で未収金が増える傾向となってきており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となってきております。土地改良区といたしましても未納を容認することはできなく、納入いただくよう分割納入等の様々な対応を個別に行わせていただいております。何もご連絡がないままに未納されますと税金と同様に、国税徴収法に準じて差し押さえ、公売等の滞納処分が執行されることとなりますので、大町溝土地改良区 会計課まで必ずご連絡下さるようお願いいたします。

ほ場整備事業償還賦課金の未納対策として、**平成22年度からの納期限内完納団体表彰については、一般会計賦課金1期、2期とほ場整備事業償還賦課金の全てを、納期限内に完納となった団体を表彰対象**とすることに理事会で決定されておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

連絡先 大町溝土地改良区 ☎ 0234-52-2350 会計課まで

こんな時は忘れずに届け出をお願いします

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き (組合員資格得喪届)

所有権移転		使用収益権移転	
売買・贈与・交換	相 続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更貸借	資格喪失(解約)
①新現資格者双方の 印鑑 ②から⑤のいずれかの 書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 または 土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ④農地法第3条許可書 (農業委員会より) ⑤農用地利用集積計画書の 許可書(農業委員会より)	①新資格者の 印鑑 ②または③の 書類の写しを添付 ②土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ※ 死亡年月日を明記 (現資格者の印は不要)	①新現資格者双方の 印鑑 ②または③の 書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 または 農地法第3条許可書 (農業委員会より) ③農用地利用集積計画書の 許可書 (農業委員会より)	①新現資格者双方の 印鑑 ②農業委員会長の確認印 または 農地法第18条の確認通知書 (合意解約)の写しを添付 (農業委員会より)
※各種手続きの際に、賦課金引落し口座の確認可能な書面を持参下さい。 その他 ・住所が変更となった場合は、 住所変更届 の提出が必要。 ・賦課金引落し口座の変更の場合は、 貯金口座振替(変更)依頼書 (通帳印が必要)の提出が必要。 ・農地の分合筆した場合も 大町溝土地改良区 会計課までお知らせ下さい。			

農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりませんので「必ず届出」をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) より印刷できます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎ 0234-52-2350 会計課まで

水路へゴミを捨てないで下さい!

通水に支障があります ご協力をお願いします



水難事故防止にご協力下さい!

子供の水難事故防止のために、水路等の側で一人遊びをさせない等、家族の方々、自治会、学校、保育園等のご協力を得る以外に適切な対策が見あたらない現状です。

大町溝土地改良区 管理施設の使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設（用排水路・農道等）を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。（承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。）

※他目的使用の場合

（電柱（支柱、支線を含む）及び鉄塔設置・管類の地下埋設・広告物、街灯等・橋梁等・駐車場）

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料2,000円）

◎使用料又は阻害補償料については、大町溝土地改良区管理課へ問い合わせ下さい。

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料7,000円）

◎浄化水及び排水放流使用料については、大町溝土地改良区管理課へ問い合わせ下さい。

大町溝土地改良区 手数料が変更となりました

以下の申し出については、次の手数料を納めていただく事となります。

1. 組合費の賦課に関する証明手数料、1件400円。ただし、数年度を一括証明するときは、1年度分までを1件とし、1年度を増す毎に100円を加算する。
2. 借入金年賦償還計画に関する証明手数料、1件600円。
3. 土地原簿、組合員名簿、土地改良事業計画書、換地計画書及び一時利用地指定調書の謄本及び抄本の交付手数料、1件400円。
4. 土地改良事業地域に関する証明手数料、1件400円。ただし、5筆までを1件とし、1筆増す毎に100円を加算する。
5. 原簿及び事業計画図面、換地計画確定図面の閲覧手数料、1種別1回200円。
なお、確定測量座標の閲覧に関しては1回2,000円とし座標値1点につき200円加算する。
6. 謄写図面の交付手数料は次のとおりとする。
(農業団体・組合員) A0 1,000円/枚、A3 以下 白黒 10円/枚 ・ カラー100円/枚
(企業等) A0 2,000円/枚、A3 以下 白黒100円/枚 ・ カラー500円/枚
7. 農地転用に関する意見書の交付手数料。
(1) 3,000㎡未満 9,500円。
(2) 1ha 未満 11,500円。
(3) 1ha 以上は理事会で決定し25,000円以上、20ha 以上は総代会で決定し55,000円以上。
8. 公共用地占用並びに工作物設置に伴う承諾書の交付手数料、1件2,000円。
9. 排水等の許可申請に関する手数料、1件7,000円。
10. 土地改良財産使用等の承認申請に関する手数料、1件2,000円。
11. 7号から10号までについて、副本の交付申請があったときは、1通につき200円を加算徴収する。
12. 開発協議等に関する手数料、1件6,500円。
13. 現地立会調査に関する手数料、1件5,000円。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎ 0234-52-2350 総務課まで

平成25年度研修等のご案内



大町溝土地改良区では、地域単位や学校での現地研修や出前授業等を随時お受けしますので、ご連絡下さい。

(例) 草薙頭首工・中央管理所・大町溝資料館
出前授業…etc

大町溝土地改良区 ☎ 0234-52-2350 総務課 久松まで
E-mail hisamatu@o-machikou.info

平成24年度で退職された職員のお知らせ

組合員並びに関係団体の皆様には大変長い間お世話になりました

会計係 主任 後藤 薫

長い間大変ご苦勞様でした。 今後益々のご活躍とご健康をお祈りします。

平成25年度大町溝土地改良区事務体制

所在地 酒田市砂越字小形111番地 ☎0234-52-2350 ☎0234-52-3515

事務局長
(兼務)
総務課長
高橋 寛

総務課長代理
久松 渉

庶務係長
住石 二美

主事補 遠藤 未侑

庶務係 事務内容

- ・総代会、理事会、監事会、各委員会、その他会議
- ・選挙事務・文書の取受、発送、公告
- ・文書の編さん、保存
- ・予算及び財政一般・職員の服務厚生・広報
- ・他の係に属しないもの

会計課長
朝井 美明

会計係長
能登山一雄

主任 小松 和子(兼務)

会計係 事務内容

- ・組合費の徴収、督促及び滞納処分
- ・土地改良区の経済に属する現金及び物品の収納保管
- ・決算の調整、証拠書類の保管
- ・預金有価証券の出納保管、管理
- ・出納保管に附帯する会計事務

財務係長
小松 和子

主任 能登山一雄(兼務)
主事 高橋 善幸(兼務)

財務係 事務内容

- ・組合員名簿、土地原簿及び図面・組合費の賦課
- ・農地転用に伴う意見書の交付、決済金の徴収
- ・財産の取得、管理及び処分
- ・農業振興地域整備計画の意見書に関すること
- ・工事に關する用地の買収及び補償等

管理課長
住石 文人

管理係長
小野寺 守

主事 高橋 善幸
技師 佐藤 吉嗣

管理係長
齋藤 博

主事補 遠藤 未侑(兼務)
技師 佐藤 優典
技師 佐藤 貴久

管理係 事務内容

- ・かんがい排水施設の維持管理
- ・かんがい用水の取水、揚排水機の運転
- ・用排水の調整・かんばつ及び冠水等災害対策
- ・土地改良財産使用等の承認申請
- ・区有林の維持管理

揚水機運転

運転手(主任)(兼務)	佐藤 吉嗣
運転手(兼務)	佐藤 優典
運転手(兼務)	佐藤 貴久
運転助手(副主任)	若菜 忠勝
運転助手(副主任)	佐藤 均
運転助手(副主任)	齋藤 清
運転助手(副主任)	北川 良市
運転助手	高橋 友市
運転助手	齋藤 勘一
運転助手	齋藤 一男
運転助手	五十嵐 俊治
運転助手	水落 忠七

分水門看守人

上郷溝・大正溝第2	三浦 久
上野原・大正溝第3	今田 勲
上堰・下堰	齋藤 実
東幹線・手蔵田・平田川	齋藤 甚吉
第1・第5幹線	土田 雄一
大町・中・北幹線	阿部 敏明
砂利柳・南幹線	高橋 九一郎

揚水機場名

- ・平田揚・田沢川
- ・山谷溝・横根山
- ・楢橋・相沢川
- ・上野原・沖ノ堰
- ・前畑・南幹線
- ・砂利柳第1・第2
- ・手蔵田・平田川
- ・仁助谷地

排水機場名

- ・茨野
- ・茨野補助

休日・夜間かんがい用排水の連絡先

平田揚揚水機場 ☎ 0234-52-3244

茨野排水機場 ☎ 0234-24-4741

☆用排水に関する問い合わせは、支溝代表者、総代を通して下さい。

平成25年度(平成26年4月新規採用)大町溝土地改良区 職員の募集について

1. 区分及び職務内容 土地改良施設の維持管理、土地改良区に係る事務全般

2. 採用人数 若干名 (採用試験による選考)

3. 受験資格 次の各号のすべてに該当する方とします。

①平成26年3月に4年制大学を卒業見込の者。 ②自宅から通勤可能な方。

③普通自動車運転免許(AT限定免許を除く)取得の方。(平成26年3月末迄に免許取得見込みの方)

4. 申込み期限 平成25年6月28日(金)まで申し込み下さい。

※ 詳細は大町溝土地改良区 ☎ 0234-52-2350 総務課まで問い合わせ下さい。